

令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払実施についてのお願い

今般、国では、新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難となった保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）について、（独）福祉医療機構、（株）日本政策金融公庫等による融資が実施されるまでの間の資金繰りを支援するため、本来令和2年7月に支払われることとされている令和2年5月診療分の診療報酬、調剤報酬又は訪問看護療養費（以下「診療報酬等」という。）の一部を6月に受け取ることを希望する保険医療機関等に対して、当該診療報酬等の概算前払を実施することとなりました。

つきましては、国からの通知をご確認いただき、ご希望の際は下記により申請してください。

なお、概算払の申請及び減額猶予の申請を国保連合会（国保・後期）、支払基金（被用者保険）の両方に希望する場合は、それぞれ申請していただく必要があります。

【申請方法】

本会ホームページに掲載している「概算前払申請書」をご使用ください。

（掲載日：5月27日～6月5日）

URL：<http://www.ymnkokuho.or.jp/hokeniryo/page.php?mid=10932>

送付先：〒400-0056 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35 山梨県自治会館

山梨県国民健康保険団体連合会 審査課 宛て

【申請期限】

令和2年6月5日（金）午後5時必着

* 問い合わせについては、締め切り期日前3日程度は混雑することが予測されます。申し訳ございませんが余裕をもってお問い合わせください。

【概算前払額】

概算前払額は、令和元年12月から令和2年2月までの診療分の診療報酬等の額（患者が支払った一部負担金の額を除いた額を言う。以下同じ。）（同年2月から4月までに支払われた診療報酬等の額）の平均額から、令和2年4月診療分の診療報酬等の額（同年6月に支払われる診療報酬等の額）を減じた額に、8分の10 を乗じた額となります。

ただし、令和元年12月から令和2年2月までの3月間のうち、診療報酬等の支払額がゼロ円の月が1月でもある場合については、令和2年4月診療分の診療報酬等の額（同年6月に支払われる診療報酬等の額）に、4分の1 を乗じた額が概算前払額となります。

なお、概算前払額の計算に当たっては、千円未満の端数は切り捨て処理が行われます。

※ 国民健康保険団体連合会においては、制度別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）に概算前払額を算出いたします。

※ 概算前払決定通知書は、6月中旬に送付いたします。概算前払額がゼロ円であった場合も送付いたします。

【概算前払の実施】

令和2年6月22日（月）

【概算前払額の返還】

令和2年5月7月支払分より概算前払額を相殺いたします。

この際、概算前払額が令和2年5月診療分の診療報酬等の額を上回っている申請保険医療機関等については、一括振込みの振込み先、振込み期限（令和2年7月27日（月）予定）等を記載した請求書が合わせて送付されることになります。

【概算前払減額調整の猶予】

本会ホームページに掲載（掲載：6月12日～7月1日）又は「概算前払決定通知書」に同封（6月中旬）している「概算前払減額調整猶予申請書」をご使用ください。申請の際は、注意事項を確認のうえ、ご希望の際は事前連絡を6月22日（月）午後5時までに本会審査課までご連絡ください。

URL<http://www.ymnkokuhho.or.jp/hokeniryo/page.php?mid=10932>

送付先：〒400-0056 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35 山梨県自治会館
山梨県国民健康保険団体連合会 審査課 宛て

【減額調整（返還分）の猶予に関する注意事項】

国の要綱上で申請書の受付は、令和2年7月1日（水）までとなっておりますが、本会での減額調整（返還分）処理するための登録処理が、6月22日に処理されます。

このため、減額調整の猶予を申し出る場合は、6月22日までに本会審査課まで、ご一報ください。

申し出がなかった場合は、猶予がないまま処理されますのでご注意ください。

連絡先

山梨県国民健康保険団体連合会
審査課 055-223-2114